

平成25年度第3回 愛知県都市計画審議会

平成26年2月7日（金）午後2時59分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

定刻までには少し時間がございますが、委員の皆様全員お集まりですので、始めさせていただきます。

ただいまから平成25年度第3回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

まず初めに、傍聴人の皆様をお願いいたします。会議の開催中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

なお、本日配付いたしました傍聴券の裏面の注意事項を遵守して、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。平成25年度第3回愛知県都市計画審議会次第でございます。次第の下側に配付資料一覧を記載してございますので、順に申し上げます。

1点目は、愛知県都市計画審議会委員名簿、2点目は、議席あんない、3点目は、愛知県都市計画審議会議案、4点目は、愛知県都市計画審議会議案概要説明書、5点目は、帯封の図面で図面番号は1～14、6点目は、黄色の表紙でA4サイズの参考資料、最後に、都市計画審議会条例及び運営規程の抜粋、以上でございます。資料の不足等がございましたら、お申し出ください。

それでは、議事に入ります前に当審議会委員の方々の異動等について御報告申し上げます。

お手元の委員名簿を御覧ください。

学識経験者として任命された委員のうち、山田委員、中村委員、黒田委員、田中委員、岡本委員、後藤委員、竹谷委員の7名の方々が昨年11月18日に任期満了となりましたが、引き続き委員をお願いいたしました。よろしくをお願いいたします。

次に、関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました中部地方整備局長の八鍬隆委員でございます。

愛知県警察本部長の木岡保雅委員でございます。

市議会の議長を代表して委員をお願いいたしました、西尾市議会議長の小林敏秋委員でございますが、本日は公務のため御欠席でございます。

また、本日の上程議案のうち、第1号議案及び第3号議案は、市街化区域及び市街化調整区域、いわゆる区域区分に関する案件でございます。

本日御出席の臨時委員の方を御紹介申し上げます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の青木章雄委員でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

さて、先程報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在会長職が空席となっております。そのため、昨年10月に開催されました平成25年度第2回愛知県都市計画審議会におきまして、愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、渡辺委員が会長職務代理者の指名を受けております。

そこで、会長の選出につきまして、渡辺委員に議長をお願いいたします。議長席に移動をお願いいたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

ただいま御紹介をいただきました渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

会長職務代理者といたしまして、会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。

初めに、本日の会議の議事録署名者を指名いたします。愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、後藤節子委員、中根義高委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。選出方法を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

御説明申し上げます。皆様のお手元に配付いたしました当審議会の条例及び運営規程の抜粋を御覧いただきたいと思います。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり、学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから委員の皆様の選挙により定めると規定されております。したがって、当審議会会長は、学識経験委員の中から選出することとなります。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。

まず、第2条第1項において、無記名投票を行い、学識経験委員のうち有効投票の最多数を

得た者を会長とする選挙による方法が定められております。

次に、第2条第3項において、委員の皆様にご異議がなければ、第1項の選挙につきまして指名推選の方法、つまり、委員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められております。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

ただいま事務局から会長の選出方法について説明がありました。

そこで、今回の会長選出方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。どなたか御意見はございますでしょうか。

横江委員、どうぞ。

【委員（蟹江町長 横江淳一）】

蟹江町の横江でございます。

私、今、事務局から御説明いただきました方法のうち、会長候補を推薦して決めるという指名推選の方法がよろしいのではないかと思いますので、御提案をさせていただきます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

ただいま横江委員から指名推選の方法を採用したらどうかとの御発言がありましたが、他に御意見はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

他に御意見もないようですので、会長の選出は指名推選の方法を用いることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

異議なしということで、ありがとうございました。

異議ないものと認めまして、指名推選の方法をもって会長を選出することといたします。

会長の選出にあたり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

御紹介いたします。学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

土木工学の分野から名古屋大学名誉教授 山田健太郎委員、都市計画・交通工学の分野から名古屋大学大学院教授 中村英樹委員、経済の分野から名古屋大学大学院教授 黒田達朗委員、

法律の分野から愛知学院大学教授 田中淳子委員、建築の分野から東海学院大学教授 岡本真理子委員、環境・衛生の分野から名古屋大学名誉教授 後藤節子委員、住居の分野から名古屋経営短期大学教授 志水暎子委員、農業の分野から名古屋大学名誉教授 竹谷裕之委員、以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

それでは、どなたか会長候補を推薦していただけますか。
中村委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

私は、山田委員を推薦させていただきたいと思います。

山田委員は、土木工学の専門家として数多くの御経験と御実績がありますし、各方面で御活躍をされております。当審議会におかれましても、平成24年2月より2年間、審議会の会長として、また、西知多道路の都市計画決定に関しては、審議会に設置された環境影響評価調査専門部会の部会長も務められていらっしゃいます。

このように御経験豊富な山田委員を審議会会長に推薦させていただきます。よろしくお願ひします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

ありがとうございました。

ただいま中村委員から山田委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。他に推薦はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

他に候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に山田委員を選出することとして御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を山田委員にお願いいたします。

これもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。ただいま山田委員が会長に選出されました。議長席に移動をお願いいたします。

それでは、山田会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいま会長職という重責を負う役目に選任されました山田健太郎でございます。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

私は2年の予定だったんですけども、あと2年、この重責を務めさせていただくことになりました。責任の大きさに身の引き締まる思いがいたします。

さて、私は都市計画とは随分長い計画を考える必要があると考えておりますが、この四半世紀ほどで大きな変化がありました。皆さんも御承知のように、高度経済成長期が終わってバブルがはじける、それから、1995年の阪神・淡路大震災では、都市防災のあり方が強く問われていました。同様に2011年の東日本大震災では、海岸沿いのまちづくり、あるいは原発とエネルギーというような問題に大きな教訓と課題を残しております。

また、これから来るであろう東海・東南海・南海地震は、3連動、あるいは4連動と言われておりますけれども、それに対する防災対策も急務だと考えております。

更に、これに加えて、人口減少や少子高齢化の到来というのもございまして、都市のあり方は大きな変換期を迎えていると考えております。国も少子高齢化の流れや防災安全上の観点から、中心部に住宅や商業、公共施設を集めるというようなコンパクトシティ構想を進めるための法整備を進めていると聞いております。

具体的には、居住誘導地域を指定して、容積率の緩和や郊外での建築規制などを通じて街の機能を集約して、更に都市機能誘導区域を指定して、スーパー、病院、介護施設などの大規模施設を集約することによって、歩いて暮らせるまちづくり、いわゆるコンパクトシティを目指すものでございます。

これらの施設につきましては、都市計画と密接な関係が必要でございます。県当局での活発な議論と作業、それに基づくまちづくりの御提案というようなものをこの都市計画審議会に挙げていただいて、この審議会でも委員の皆様の活発な御議論をお願いしたいと考えております。

愛知県の都市計画の推進に今後とも精いっぱい務めてまいります。皆様には、これまでと変わらぬ御協力をいただけたらありがたいと思っております。

少し長くなりましたが、会長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、引き続きまして、当審議会会長職務代理者等を指名させていただきます。愛知県

都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として黒田達朗委員を指名いたします。また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として黒田達朗委員、岡本真理子委員、後藤節子委員、八鍬隆委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として黒田達朗委員を指名いたします。

また、本都市計画審議会には、現在、西知多道路の都市計画決定に関して環境影響評価調査専門部会が設置されておりまして、私、山田が引き続き環境影響評価調査専門部会部会長を務めさせていただきます。後藤節子委員には、引き続き専門部会委員及び部会長職務代理者を指名いたします。

皆様、よろしく願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規程により会長が務めることになっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第7号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」までの7議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「名古屋都市計画道路の変更について」は関連案件でございますので、一括上程いたします。

県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長 山口 豊】

都市計画課長の山口でございます。よろしく願いいたします。

第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「名古屋都市計画道路の変更」について御説明いたします。

議案書は1ページから10ページ、議案概要説明書は1ページから2ページ、図面は図面番号1から3でございます。

なお、委員お二人につき1台御用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますので、

併せて御覧ください。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」、御説明いたします。

図面番号1の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所、東郷町東郷伊勢木地区周辺を示すものでございます。

図面中央のオレンジ色の丸印で示しておりますのが東郷町役場、図面中央に茶色の実線で示しております南北方向の道路が都市計画道路瀬戸大府東海線でございます。

今回、市街化区域に編入しようとする東郷伊勢木地区は、東郷町役場に隣接する赤色の実線で囲まれた面積約46haの区域でございます。

次に、モニターのほうを御覧ください。

東郷町都市計画マスタープランにおける将来都市構造図でございます。

東郷町では、都市づくりの目標として集約型都市構造への転換を定めており、矢印で示しております地区は、東郷伊勢木地区を含む東郷町の中心核として位置づけられております。この中心核は、町役場、町民会館、総合体育館を始めとする各種公共公益施設が集積し、土地区画整理事業による基盤整備を予定している地域であり、新たな商業業務機能や文化レクリエーション機能などを集積することで、町民が集い楽しむことのできる拠点の形成を目指すものでございます。

次に、図面番号2の計画図を御覧ください。

今回、赤色の実線で囲まれた区域について、マスタープランに基づき、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実になったことから市街化区域に編入しようとするものでございます。

この区域は、北側と東側が既存の市街化区域に接しており、西側と南側が道路境界により区分されております。

なお、青色の破線で囲まれた部分は、東郷町決定の土地区画整理事業の区域でございます。

また、東郷町決定の用途地域につきましては、オレンジ色で示しております既存の公共公益施設が集積する区域を第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に、濃い緑色で示しております土地区画整理事業が予定されている区域を、面的整備に備え、無秩序な開発を抑制するため、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%に定めることとしております。

続きまして、第2号議案の「名古屋都市計画道路の変更について」、御説明いたします。

図面番号1の総括図を再度御覧いただきたいと存じます。

図面中央、赤色の点線、赤色の実線で示しております東西方向の都市計画道路が3・4・302号名古屋春木線で、このうち実線の区間について都市計画を変更するものでございます。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

図面中央の赤色の実線で示しております東西方向の道路が名古屋春木線、青色の破線で示しております部分が土地区画整理事業の区域でございます。名古屋春木線は、東郷町の東西方向の骨格となる道路であり、土地区画整理事業の施行に伴い、将来道路周辺には利便施設の立地が見込まれております。こうしたことから、沿道の土地利用と連携した道路空間を確保するため停車帯を設けるとともに、歩道を自転車歩行者道へ変更し、道路幅員を16mから18mに変更するものでございます。

これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成25年11月19日から12月3日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、東郷町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 近藤ひろひと）】

近藤です。地元の議員として意見を言わせていただきます。

東郷町の区域区分の変更については、皆さんも御存知のとおり、名古屋の東部に位置します日進市、東郷町、そして長久手市は非常に人口が増えている地区でありまして、整然とした住宅地を整備していくためには、ぜひともこういった計画の変更が必要だということで、地元から強い要望があってこうした案になっているというふうに理解しております。

先程事務局のほうから説明がありましたように、無秩序な住宅ができるというのは非常に新しい町並み、あるいは住民にとっては迷惑なお話となりますので、こうしたものであるということでありまして、併せて南北に走る瀬戸大府東海線、これは幹線道路でありまして、そして、今回の区画の上にあります東西153号バイパス線ですが、これももう既に大変多くの交通量があります。

したがって、区域区分の変更にあたりますこの区域を抜ける、2号議案にあたりますが、道路を早く整備していくということがこの地域にとって大変必要なことでありまして、自らこの道路をつくってこういう計画でもありますので、そうしたことも加味していただきなが

ら、名古屋の東部、いわゆる尾張東の地区の発展に寄与する案ということで皆様に御理解をいただいて、満場の賛成をいただきたいというふうに意見を申し述べさせていただきます。よろしくをお願いします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

青木委員、どうぞ。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄）】

今回のこの区域なんですが、現況の土地利用のうち、全体46haのうち約17.6haぐらい、現況水田、あるいは畑になっておりまして、現況の土地利用規制が農振農用地区域ということでございます。

したがって、東郷町ですので、私が推測するに、愛知用水利改良区の受益地になっておろうかと思えます。これを将来区画整理事業をやるということになりますと農地から宅地のほうに転用することになりますので、改良区の事務手続上、まず転用決済金の事務が生じてきます。それと、上流、下流の関係でこの区域内にある農業用水路をつけかえる可能性が出てきます。

したがって、今申し上げました転用決済金と土地改良施設のつけかえの件について、愛知用水利改良区と協議をされるようお願いいたします。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

事務局のほう、何かコメントはございますでしょうか。

【都市計画課長 山口 豊】

今、御要望いただきました愛知用水利改良区への協議につきましては、土地区画整理事業の事前協議の際に愛知用水利改良区のほうに協議を行っておりまして、詳細については別途、事業を実施するときに協議をさせていただくということで御了解をいただいておりますので、今後、事業実施の際に詳細な計画をもって協議をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決をいたします。

第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんでし

ようか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長 (名古屋大学名誉教授 山田健太郎)】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長 山口 豊】

第3号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」、御説明いたします。

議案書は11ページから15ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号4と5でございます。

それでは、図面番号4の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所、豊田市四郷地区の位置を示すものでございます。

図面中央の青色の実線で示しております南北方向の都市計画道路が豊田多治見線、同じく図面中央の黒色の線で示しております南北方向の鉄道が愛知環状鉄道でございます。今回、市街化区域に編入しようとする四郷地区は、四郷駅の東側、赤色の実線で囲まれた面積約28haの区域でございます。

次に、モニターを御覧ください。

豊田市都市計画マスタープランの土地利用構想図でございます。豊田市では、多核ネットワーク型都市構造の確立を目指しており、矢印で示しております地区は、四郷地区を含む居住誘導拠点でございます。ここでの居住誘導拠点は、主要な鉄道駅周辺を周辺地区の特性と調和を図りながら、土地区画整理事業等により積極的に居住機能を誘導する拠点と位置づけられております。

次に、図面番号5の計画図を御覧ください。

今回、赤色の実線で囲まれた区域について、マスタープランに基づき、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実になったことから、市街化区域に編入しようとするものでございます。この区域は、西側が愛知環状鉄道に、北側が既存の市街化区域と接しており、東側と南側が概ね道路境界により区分されております。

なお、青色の破線で囲まれた部分が豊田市決定の土地区画整理事業の区域でございます。また、豊田市決定の用途地域につきましては、面的整備に備え、無秩序な開発を抑制するため、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%に定めることとしております。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成25年11月5日から11月19日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊田市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

青木委員。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄）】

先程の1号議案と同様なんですけど、全体区域28haのうち約16haが現況水田、あるいは畑で土地利用規制が農振農用地区域になっております。したがって、これも先程同様、転用決済金の問題、それと、ここは農業用水路だけではなくて、農業用の排水路も影響が出てくる可能性がございます、これも併せてつけかえ協議の案件が出てきます。

したがって、おそらく私が想定するに、これは豊田土地改良区だろうと思いますが、土地改良区と協議をされるように要望いたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

何か事務局のほうからございますでしょうか。

【都市計画課長 山口 豊】

今お話のありましたように、協議先は豊田土地改良区となりますので、先程同様、事前協議を行っておりますので、こちらのほうにつきましても、施行前に別途協議をさせていただくということでよろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ちょっと私、土地勘がないので、少し外れたことを言うかもしれませんが、今回の区画整理

の地区が駅に面したところにあるものですから、これを全部一種の低層で固めちゃうと、将来駅前で少し簡単な店舗だとかなんとかが欲しいというような要望も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺は地元としては何かお考えがあったのかというのを確認させてください。

【都市計画課長 山口 豊】

用途地域につきましては、先程御説明しましたように、当面无秩序な開発を抑制するために第一種低層住居専用地域の用途地域を豊田市のほうで決定されることとなりますが、土地区画整理事業の整備が進みまして、仮換地指定の段階には再度適正な用途地域に変更する予定をしております。いずれにしても、住宅系の用途地域を指定する計画だということはお聞きしておりますが、第一種低層住居専用地域のままで住宅を立地していくということではなくて、当面、市街化編入に併せて暫定的な用途地域を指定するという計画でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第3号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

どうもありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、青木委員には御退席をいただきます。どうもありがとうございました。

（臨時委員退席）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

続きまして、第4号議案「尾張都市計画道路の変更について」及び第5号議案「尾張都市計画都市高速鉄道の変更について」は関連案件でございますので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山田和久】

都市計画課主幹の山田でございます。よろしくお願いたします。

第4号議案「尾張都市計画道路の変更」及び第5号議案「尾張都市計画都市高速鉄道の変更」

について説明いたします。

議案書は17ページから24ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号6から8でございます。

まず、図面番号6の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所、今回都市計画を変更する小牧市の中心部を示すものでございます。

図面中央の東西方向の紫色の実線が東名高速道路、その上に並走している東西方向の青色の実線が国道155号バイパス、図面中央の南北方向の黒色の線が名鉄小牧線、図面左側のオレンジ色の丸印が小牧市役所を示しております。

図面中央、東西方向の黄色の実線が今回御審議いただく都市計画道路9・7・1号桃花台線及び都市高速鉄道新交通システム桃花台線でございます。

桃花台線は、平成3年3月に桃花台ニュータウンと名鉄小牧駅の間を結び運行を開始しましたが、利用者の伸び悩みなどの理由により、平成18年9月30日をもって運行廃止となりました。その後、平成21年度に学識者等で構成する桃花台線インフラ利活用懇談会において、当地域では新交通システムを導入するまでの需要はなく、バスが最適な公共交通手段であること、また国道155号バイパス区間ではインフラ部を小型車用道路として活用し、平面道路部にバスレーンを設置し、バスの速達性を確保するという提言を受けました。提言のイメージにつきましては、モニターにお示ししているとおりでございます。

この提言を受けまして、平成24年度に愛知県及び小牧市で構成する桃花台線インフラ利活用検討会において、国道155号バイパス区間は提言の実現性を検討し、それ以外の区間はインフラを撤去し、そのうち一部区間については、自転車歩行者道や公園等に活用するという方針を決定いたしました。

このように当地域では、公共交通需要がバス輸送で可能になっていることや、桃花台線インフラの利活用方針が決定したことを受けまして、今回、都市計画道路9・7・1号桃花台線及び都市高速鉄道新交通システム桃花台線の都市計画を廃止するものでございます。

図面番号7の参考図1を御覧ください。

図面左側、断面図にて都市計画の区分について示しております。線路、駅、車両基地などの部分を都市高速鉄道新交通システム桃花台線として、橋脚や桁などの部分を都市計画道路桃花台線として延長約7.7kmを都市計画に定めておりました。

図面右側の計画図は起点側、小牧駅周辺を表示してございます。黄色の線で囲まれた区域が

9・7・1号桃花台線及び新交通システム桃花台線を廃止する区域でございます。

図面番号8の参考図2を御覧ください。

図面は、本路線終点側の桃花台ニュータウン周辺を表示しております。同様に黄色の線で囲まれた区域が廃止する区域であります。ここでは本線、駅舎部のほかに、右のほうですけど、車両基地についても廃止いたします。

これらの案件につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、平成25年11月5日から11月19日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、小牧市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第4号議案及び第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございます。

御異議ないものと認めまして、第4号議案及び第5号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「豊田都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課主幹 山田和久】

第6号議案「豊田都市計画道路の変更について」、説明いたします。

議案書は25ページから28ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は図面番号9から11でございます。また、黄色の表紙、A4サイズの新旧対照表がございますので、併せて御覧ください。

まず初めに、都市計画道路3・3・7号愛・地球博記念公園線について説明いたします。本案件は、都市計画道路の名称を変更するものでございます。

モニターを御覧ください。

図面中央の緑色で着色した箇所が愛・地球博記念公園、東西方向の赤色の実線で表示した都市計画道路が3・3・7号愛・地球博記念公園線でございます。

黄色の表紙、A4サイズの参考資料をお開きください。

下段に変更前を青文字、上段に変更後を赤文字で表示しております。都市計画道路3・3・7号青少年公園線を3・3・7号愛・地球博記念公園線に名称を変更するものでございます。

なお、都市計画法第21条第2項の政令で定める軽易な変更該当します本件の名称変更につきましては、都市計画の案を縦覧する必要はございませんでした。

次に、都市計画道路3・3・4号久澄橋線について説明します。

図面番号9の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所で、今回都市計画道路を変更する豊田市の中央部から東部までの範囲を示すものでございます。

図面左側のオレンジ色の丸印が豊田市役所、図面中央の南北方向の紫色の実線が1・3・2号東海環状自動車道、紫色の丸印が豊田松平インターチェンジ、南北方向の茶色の実線が主要地方道岡崎足助線、図面右側の茶色の実線が一般県道坂上大内線を示しております。図面中央、東西方向の赤色の点線及び実線が都市計画道路3・3・4号久澄橋線で、このうち実線の区間について都市計画を変更するものでございます。

図面番号10の計画図を御覧ください。

図面中央の東西方向の都市計画道路が久澄橋線、図面左側で茶色の実線で示しております南北方向の道路が岡崎足助線、右側が坂上大内線でございます。

図面番号11の参考図を御覧ください。

久澄橋線の終点部の拡大図でございます。現在の計画では、久澄橋線の終点部を坂上大内線との交差箇所とし、青色の点線丸印で示す箇所に計画しておりました。その後、大内町地内の集落の保全と集落内の狭隘区間の解消を図る目的で坂上大内線のバイパスが整備され、茶色の点線丸印で示す箇所に交差点が設置されました。このため、坂上大内線との新たな交差箇所まで久澄橋線を約290m延伸し、終点位置を変更するものでございます。

久澄橋線の終点位置を変更することによりまして、図面の灰色で着色しております現道のままでは、坂上大内線に接続する交差点までの視認性が十分に確保できないため、久澄橋線の線形につきまして赤色の実線に変更し、交差点部における安全性を確保するものでございます。

図面番号10の計画図を再度御覧ください。

図面左側に示しております主要地方道岡崎足助線より東側の線形につきましても、社会性、

経済性、地形条件等を考慮しまして、赤色の実線に変更するものでございます。

また、歩道の計画につきまして、歩行者や自転車の交通量も極めて少なく、高いのり面やトンネル構造で今後の沿道利用も見込まれないことから両側歩道を片側歩道に見直し、幅員につきまして、標準部で16mから10mに、トンネル部で10.5mから9.5mに変更するものでございます。

本案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、平成25年11月5日から11月19日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、豊田市に意見照会いたしましたところ、異なる旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第6号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第7号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

岡崎市の説明をお願いいたします。

【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】

岡崎市建築部建築指導課長の尾野でございます。よろしくお願いをいたします。

第7号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」、説明をいたします。

本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

議案書は29ページから31ページ、議案概要説明書は6ページ、図面は図面番号12から14でございます。

申請概要につきまして御説明いたします。

申請者は紺野裕司、敷地の位置は岡崎市丸山町字岩ノ本3番2、3番3、敷地は784.59㎡。施設は、既設の倉庫だったものを破砕工場棟として用途変更し、また、保管棟を新設します。延べ面積の合計は400.34㎡でございます。処理能力は、廃プラスチック類の破砕を1日あたり5.2t行う計画であります。申請者は、大手繊維メーカーの下請として、プラスチック繊維の加工に関する事業を行ってまいりました。

今回、事業所移転に伴い、廃プラスチックの処理への事業拡大を行う際、処理能力が1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。

続きまして、図面番号12の総括図を御覧ください。

図面中央右側の赤丸で示した建設地と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は、岡崎市の東部に位置し、岡崎市役所から東南に直線距離で約3.7kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号13の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分であり、その西側には幅員8.4mの岡崎市道6122号、更に空地を挟んだ先に幅員12mの岡崎市道7899号が位置しております。北側及び南側は農地、東側は道路を挟んで同じく農地でございます。

次に、図面番号14の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示したもので、赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分が建築物でございます。敷地の出入りは黒い三角印で表示しております。西側の幅員8.4mの市道を使用する予定でございます。

敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、騒音、振動等の環境基準をすべてクリアしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

少し教えていただきたいんですが、図面番号13のところでは赤い斜線で建設地が書いてありますが、その他として、水色の部分は農地でしょうか。

【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】

お答えをさせていただきます。

付近状況図の水色の部分、その他の部分ですが、それにつきましては建物でございまして、敷地北側は農業用倉庫や車庫、西側に中央総合公園第1ポンプ場、図の最も西に位置する施設は、愛知県畜産総合センターの管理用施設でございます。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはございませんでしょうか。

ほかには御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第7号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で本日の上程議案の審議は全て終了いたしました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後3時54分）